

# 特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
32	市職員の児童手当に関する事務 基礎項目評価書

## 個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

福岡市は、市職員の児童手当に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

## 評価実施機関名

福岡市長

## 公表日

平成31年1月31日

# I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	市職員の児童手当に関する事務
②事務の概要	市職員に対し、児童手当法に基づき、児童手当の認定請求の受付、資格審査、支給決定、手当の支給等の事務を行う。
③システムの名称	給与システム、庶務管理システム
2. 特定個人情報ファイル名	
児童手当認定(額改定)請求書, 児童手当現況届, 地方税賦課情報	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法)第9条(利用範囲)別表第1の56項(児童手当) ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(平成二十六年九月十日内閣府・総務省令第五号) 第44条第1号から第5号
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[ 実施する ] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	番号法第19条第7号, 別表第二(第74項), 別表第二の主務省令第40条
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	総務企画局人事部人事課
②所属長の役職名	人事課長
6. 他の評価実施機関	
—	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	〒810-8620福岡市中央区天神1丁目8の1 総務企画局 行政部 情報公開室 TEL 092-711-4129 FAX 092-733-5619
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	〒810-8620福岡市中央区天神1丁目8の1 総務企画局 人事部 人事課 TEL 092-711-4122 FAX 092-733-5559

## II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[ 1,000人以上1万人未満 ]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	平成30年7月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[ 500人以上 ]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	平成30年7月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[ 発生なし ]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

## III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

## IV リスク対策

<b>1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類</b>		
[ 基礎項目評価書 ]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
<b>2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)</b>		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
<b>3. 特定個人情報の使用</b>		
目的を超えた紐付け、事務に必要なのない情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
<b>4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託</b> [ ]委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
<b>5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)</b> [ <input type="radio"/> ]提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[ ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
<b>6. 情報提供ネットワークシステムとの接続</b> [ ]接続しない(入手) [ <input type="radio"/> ]接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[ ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
<b>7. 特定個人情報の保管・消去</b>		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
<b>8. 監査</b>		
実施の有無	[ <input type="radio"/> ] 自己点検 [ ] 内部監査 [ ] 外部監査	
<b>9. 従業者に対する教育・啓発</b>		
従業者に対する教育・啓発	[ 十分に行っている ]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

## 変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成28年8月8日	公表日	平成27年10月30日	平成28年8月8日	事後	根拠法令の記述を統一し、再度公表するものであり、重大な変更にあらず、事前の提出・公表が義務付けられない。
平成28年8月8日	I 関連情報 3. 個人番号の利用 法令上の根拠	(追記)	行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(平成二十六年九月十日内閣府・総務省令第五号) 第44条第1号から第5号	事後	根拠法令の記述を統一し、再度公表するものであり、重大な変更にあらず、事前の提出・公表が義務付けられない。
平成28年8月8日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ①実施の有無	未定	実施しない	事前	
平成28年8月8日	II しきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	平成27年7月30日 時点	平成28年7月1日 時点	事後	時点修正を行い、再度公表するものであり、重大な変更にあらず、事前の提出・公表が義務付けられない。
平成28年8月8日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	平成27年7月30日 時点	平成28年7月1日 時点	事後	時点修正を行い、再度公表するものであり、重大な変更にあらず、事前の提出・公表が義務付けられない。
平成29年8月1日	公表日	平成28年8月8日	平成29年8月1日	事後	時点修正を行い、再度公表するものであり、重大な変更にあらず、事前の提出・公表が義務付けられない。
平成29年8月1日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署 ②所属長	人事課長 久田 章浩	人事課長 仲原 善信	事後	人事異動に伴う修正を行い、再度公表するものであり、重大な変更にあらず、事前の提出・公表が義務付けられない。
平成29年8月1日	II しきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	平成28年7月1日 時点	平成29年7月1日 時点	事後	時点修正を行い、再度公表するものであり、重大な変更にあらず、事前の提出・公表が義務付けられない。
平成29年8月1日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	平成28年7月1日 時点	平成29年7月1日 時点	事後	時点修正を行い、再度公表するものであり、重大な変更にあらず、事前の提出・公表が義務付けられない。
平成30年8月1日	公表日	平成29年8月1日	平成30年8月1日	事後	時点修正を行い、再度公表するものであり、重大な変更にあらず、事前の提出・公表が義務付けられない。
平成30年8月1日	II しきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	平成29年7月1日 時点	平成30年7月1日 時点	事後	時点修正を行い、再度公表するものであり、重大な変更にあらず、事前の提出・公表が義務付けられない。
平成30年8月1日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	平成29年7月1日 時点	平成30年7月1日 時点	事後	時点修正を行い、再度公表するものであり、重大な変更にあらず、事前の提出・公表が義務付けられない。
平成31年1月31日	公表日	平成30年8月1日	平成31年1月31日	事前	
平成31年1月31日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ①システムの名称	給与システム	給与システム、庶務管理システム	事前	
平成31年1月31日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ①実施の有無	実施しない	実施する	事前	
平成31年1月31日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠		番号法第19条第7号、別表第二(第74・75項)、別表第二の主務省令第40条	事前	
平成31年1月31日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署 ②所属長の役職名	人事課長 仲原 善信	人事課長	事前	重要な変更にあたらぬ(基礎項目評価書の様式変更のため)
平成31年1月31日	IV リスク対策	—	項目追加	事前	重要な変更にあたらぬ(基礎項目評価書の様式変更における項目追加のため)